

平成二十三年十二月七日提出
質問第一〇二二号

生活保護制度における外国人の取扱いに関する質問主意書

提出者 佐藤ゆうこ

生活保護制度における外国人の取扱いに関する質問主意書

生活保護法は本来、日本国民を対象とするものであるにもかかわらず、被保護人員の中には多くの外国人が含まれる。そこで、生活保護制度における外国人の取扱いについて、質問する。

一 外国人被保護世帯及び被保護人員について、国籍別、在留資格別の直近の数値を示されたい。

二 外国人被保護世帯の保護にかかる総費用並びに国及び地方それぞれの負担額について、直近の実績値及び平成二十四年度概算要求における金額を示されたい。また、平成二十四年度概算要求における積算根拠も示されたい。

三 外国人に対する生活保護は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日、社発第三八二号、厚生省社会局長通知）に示された考え方に基づいて実施されていると承知している。第一七一回国会における「参議院議員加賀谷健君提出外国人の生活保護に関する質問に対する答弁書」（答弁書第一九八号）において、政府は、この通知は現在も有効と答弁している。この通知の有効性とはどのようなものか。法的な位置付けを示されたい。

四 外国人に対する生活保護は、実施機関である地方自治体の自治事務として実施されていると承知してい

る。三の通知が有効であるにしても、その通知に従う必要はあるのか。実施機関の判断によって、外国人に対する生活保護の準用を行わないことは可能か。

右質問する。